

～ 横浜市から法人市民税に関するお知らせ ～

◆法人市民税の均等割の算定基準の見直しについて

※以下の見直しについては、平成27年4月1日以後に開始する事業年度より適用されます。

◎「資本金等の額」の定義について

法人市民税均等割の算定に用いる「資本金等の額」は、原則、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額をいいますが、地方税法第292条第1項第4号の5に規定する無償増減資等を行った場合は、前述の額に調整を行った後の額となります。

◎均等割の税率区分の算定基準について

均等割の税率区分の算定基準は、「資本金等の額」が「資本金と資本準備金の合算額」を下回る場合は、「資本金と資本準備金の合算額」が基準とされます。

◆横浜市の法人市民税に係る「法人税割の税率」の変更について

平成26年度税制改正で、法人住民税法人税割の税率が引き下げられました^{※1}（平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用）。

なお、平成26年10月1日以後に開始する、最初の事業年度の予定申告時の法人税割の計算方法は、「前事業年度の法人税割額×4.7÷前事業年度の月数」であることにご注意ください。

横浜市の法人市民税に係る法人税割の税率は下表のとおりとなります。

	資本金の額又は出資金の額	税率	
		平成26年9月30日までに開始する事業年度	平成26年10月1日以後に開始する事業年度
(1)	10億円以上の法人、保険業法に規定する相互会社及び法人税法第4条の7に規定する受託法人	14.7%	12.1%
(2)	5億円以上10億円未満の法人	13.5%	10.9%
(3)	5億円未満の法人	12.3%	9.7%

※1 この改正で、法人住民税（法人市民税・法人県民税）法人税割の税率引下げ分に相当する「地方法人税（国税）」が創設されました。

◆横浜みどり税について

平成21年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度の法人市民税均等割について、標準税率に9%相当額を上乗せして申告納付をお願いしています。

ただし、平成26年3月31日までに開始する事業年度で、法人税割が課税されない場合は、均等割が標準税率となります。

法人の区分		年 額	(参考) 標準税率
資本金等の額	従業者数		
下記以外の法人等 ^{※2}	人数にかかわらず	54,500円	50,000円
1千万円以下	50人以下	54,500円	50,000円
	50人超	130,800円	120,000円
1千万円超、1億円以下	50人以下	141,700円	130,000円
	50人超	163,500円	150,000円
1億円超、10億円以下	50人以下	174,400円	160,000円
	50人超	436,000円	400,000円
10億円超、50億円以下	50人以下	446,900円	410,000円
	50人超	1,907,500円	1,750,000円
50億円超	50人以下	446,900円	410,000円
	50人超	3,270,000円	3,000,000円

※2 次の法人が対象となります。

- ① 公共法人及び公益法人等のうち、均等割を課することができないもの以外のもの（独立行政法人で収益事業を行うものを除く）
- ② 人格のない社団等
- ③ 一般社団法人及び一般財団法人（ともに非営利型を除く）
- ④ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの

◆法人市民税に関するお問合せ先

横浜市財政局法人課税課 法人市民税担当 〒231-8316 横浜市中区真砂町2-22 関内中央ビル9階

電話：045-671-4481 受付時間：午前8時45分から午後5時15分まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

※ こちらは「納税」及び「納税証明の発行」は、お取り扱いしておりません。